

## 新潟県フードバンク連絡協議会 規約

### 第1条（名称）

この会は、新潟県フードバンク連絡協議会 という。

### 第2条（事務所）

この会は、主たる事務所を以下に置く。

特定非営利活動法人フードバンクにいがた 法人本部

〒955-0861 新潟県三条市北新保1丁目20番18号 三条市市民活動支援センター内

### 第3条（目的）

この会は、新潟県におけるフードバンク活動の推進を通して、貧困問題や環境問題の解決に寄与する。

### 第4条（事業）

この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フードバンク活動に係わる情報交換及び交流
- (2) フードドライブキャンペーンの共同実施
- (3) フードバンク活動に係わる情報受発信の共同実施
- (4) フードバンク活動に係わる研修会、講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催
- (5) フードバンク活動に係わる物資相互提供
- (6) フードバンク活動に係わる調査・研究・発表
- (7) フードバンク活動を支えるファンデレイジングの共同実施
- (8) フードバンク活動に取り組む組織の設立・運営支援
- (9) フードバンク活動に係わる多職種協働の促進
- (10) その他この会の目的を達成するために必要な事業

### 第5条（会員）

この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 フードバンク活動に取り組む個人及び団体
- (2) 賛助会員 フードバンク活動を賛助する個人及び団体

### 第6条（役員）

この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長(会計)	1名
監事	1名

### 第7条（選任と任期）

役員を選任は正会員の互選とし、任期は1期2年までとする。ただし、再任を妨げない。

### 第8条（事業年度）

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第9条（運営）

重要事項については、正会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

### 第10条（規約改正）

この規約は、正会員の過半数の同意をもって改正することができる。

### 附則

- 1 この規約は、この会の発足日である令和2年4月4日から施行する。